

財 第 256号
平成20年10月28日

各 局 ・ 部 長 様
(主 管 課 経 由)

総合政策局長 末 永 洋 之

平成21年度予算編成方針について (通達)

1 経済及び国の動向

日本経済の基調判断について、内閣府が発表した10月の月例経済報告では、「景気は、弱まっている」、先行きについては、「当面、世界経済が減速するなかで、下向きの動きが続くとみられる。加えて、アメリカ・欧州における金融危機の深刻化や景気の一層の下振れ懸念、株式・為替市場の大幅な変動などから、景気の状態がさらに厳しいものとなるリスクが存在することに留意する必要がある」と、景気の動向に対する強い懸念を表明しています。

また、日本銀行が発表した10月の地域経済報告では、全9地域全てにおいて景気判断を下方修正するなど、国内の景気が悪化の方向に向かっていることを示しています。

こうしたなか、先に示された新内閣総理大臣の所信表明においては、日本経済の立て直しが、緊急な上にも緊急の課題であるとし、これに対し、当面は「景気対策」、中期的に「財政再建」、中長期的に「改革による経済成長」の三段階を踏んで臨むとしています。

2 本市の財政見通しと予算編成の方針

先般公表した中期財政試算では、中期財政収支(その1)に示すとおり、平成21年度から23年度までの3ヵ年で約108億円(平成21年度は約41億円)の収支不足が生じる見込みとなっています。

そのため、今回の試算においても、収支不足を解消するための対応策として、行財政改革の推進や建設事業費などの年度間調整などによる歳出の抑制や臨時的な歳入対策を行い、また、台風災害などによる緊急・臨時的な財政支出に対応可能な財政調整基金の一定額を確保し、安

定的な財政運営を実施するために中期財政収支（その2）を作成しています。しかし、この試算においても、平成21年度及び平成22年度の2ヵ年で約32億円（平成21年度は約20億円）の収支不足が生じる見込みとなっており、厳しい状況に変わりはありません。

さらに、平成21年度は、道路特定財源の一般財源化や、岡山県の財政構造改革により、関連する諸制度等の変更が予想され、本市の財政運営にとって、さらに厳しい状況となることが懸念されます。

このような状況の下、平成21年度の予算編成にあたっては、引き続き、「枠配分予算」に取り組むことにより、「選択」と「集中」を積極的に行うこととします。

また、今後は、既存施設の延命化・長寿命化をより一層強く推進していく方針としており、従来の単独公共事業の要求区分を、「単独公共事業・維持補修経費」に変更し、施設の計画的なメンテナンスに取り組むこととします。

各部署におきましては、国・県等の情報の的確な把握に努めるとともに、限られた財源の中で、「無駄を省く」こと、「投資対効果を考える」ことを念頭に、市民サービスを効果的に行うため、事務事業の選別化・重点化に積極的取り組み、より一層の効果的・効率的な行財政運営を目指すことを求めます。

(1) 平成21年度当初予算編成の主な変更点

- ・要求区分について「単独公共事業」を「単独公共事業・維持補修経費」に変更する。施設の維持補修にかかる経費のうち別途指定するものについては、この区分で要求することとする。
- ・前年度、骨格予算のため設定した「枠外政策的経費」に代え、「重点事業経費」とする。

(2) 要求について

①重点事業経費

- ・倉敷市第五次総合計画後期基本計画に掲げられた施策のうち重点分野に属する事業、市長公約関連事業及びまちづくり交付金・合併特例事業など都市・生活基盤等整備事業の中で、平成21年度に市として重点的に取り組む事業とする。
- ・市長公約関連事業については、市長との協議等を踏まえ要求すること。

②義務的必要経費（別表に定めるもの）

- ・予算編成要領に基づいて適切な要求を行うこと。

③単独公共事業・維持補修経費（農林水産業費、土木費、教育費のシーリング対象事業、施設の維持補修経費のうち別途指定するもの）

- ・シーリング対象事業、維持補修経費ごとに、財政課が提示した額を上限として要

求を行うこと。

④部局事業経費（財政課が提示する額の範囲内において、各部局が、主体的に取り組む事業）

・過去の実績等に基づき、財政課が、局単位（局に属さない部署においては各所属単位）に、一般財源額ベースで提示する額を上限に要求を行うこと。

(3) 予算要求見積書の提出期限

義務的必要経費 平成20年11月 7日

重点事業経費 平成20年11月14日

単独公共事業・維持補修経費 平成20年11月21日

部局事業経費 平成20年12月18日

（部局事業経費の提示は12月8日を予定）

3 予算編成の基本的事項

（総括的事項）

(1) 予算要求にあたっては、年間を通じて予想される全ての歳入、歳出を要求すること。

（総合計画）

(2) 事業計画にあたっては、倉敷市第五次総合計画後期基本計画を基本として、事業の優先度、重要性、効果などを十分に検討すること。

（事務事業評価）

(3) 事務事業評価を活用し、積極的に事業の見直しを図るなど、限られた財源の中、最少の経費で最大の効果が得られるように努めること。

（財源の確保）

(4) 歳入の確保ができてはじめて歳出が可能となることを再認識し、積極的に財源の確保を図ること。特に、各種収入の未収金については、目標額の設定や整理計画など、あらゆる手段を講じて収納率の向上に努めること。また、使用料や手数料については、住民負担の公平性や受益者負担の原則を基本に、その見直しについて検討すること。

（国県補助）

(5) 国・県補助事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正等を十分に見極めながら、有効かつ適正な活用を図ること。ただし、補助事業といえども安易に対応することなく、その必要性・事業効果・超過負担の状況等を十分に検討すること。また、補助金の廃止や縮小が行われた場合は、原則として事業そのものも合わせて廃止、縮小すること。

(市債)

- (6) 市債については、4年間で負債総額200億円削減を目標に抑制することとしているが、地方交付税措置等財政支援が講じられるものについては、有効な活用を図ること。

(重点事業経費)

- (7) 重点事業経費は、下記の項目に該当する事業の中で、平成21年度に市として重点的に取り組むものとし、具体的な事業については、予算編成過程の中で決定する。

(ア) 倉敷市第五次総合計画後期基本計画に掲げる施策のうち、以下の重点分野に属する事業

- ① 学校教育の充実を図る
- ② 社会全体で子どもたちを守り育てる環境を整備する
- ③ 高齢者の社会参加と自立を支援する
- ④ 高齢者が地域で安心して生活できるよう支援する
- ⑤ 楽しく子育てできるよう支援する
- ⑥ 子育てと仕事が両立できるよう支援する
- ⑦ 地球環境への負荷を少なくし安心して生活できる環境を実現する
- ⑧ 廃棄物の排出を抑制し循環型社会をつくる

(イ) 市長公約関連事業

(ロ) まちづくり交付金・合併特例事業など都市・生活基盤等整備事業

(義務的経費)

- (8) 義務的経費については、別表に掲げる経費とする。

(単独公共事業・維持補修経費)

- (9) 単独公共事業・維持補修経費については、次に掲げる事業・経費とし、要求の上限を設ける。

(ア) 単独公共事業

- ・農林水産業費（農業施設新設改良事業）
- ・土木費（道路新設改良費，橋梁費，河川新設改良費，街路事業費，公園整備費）
- ・教育費（学校全校・園対象事業）

のうちシーリング対象事業については平成20年度6月補正後予算額を上限とする。

(イ) 維持補修経費

- ・庁舎，保育所，文化・スポーツ施設，斎場，清掃施設，農業施設，公園，道路，公営住宅，生涯学習施設，学校・園にかかる維持補修経費については財政課が別途提示する額を上限とする。

施設の延命化によるライフサイクルコスト縮減や，安全性確保等の観点から，各施設の状態に応じ適切な維持補修を行うこと。

(部局事業経費)

- (10) 部局事業経費については、重点事業経費、単独公共事業・維持補修経費及び義務的
必要経費以外の経費とし、過去の実績等に基づき、財政課が局単位（局に属さない部署にお
いては各所属単位）に、一般財源額ベースで提示する額を上限とし、その範囲内で、各部
局で調整を行い要求すること。特に、平成21年度に臨時的な支出が見込まれる場合など
については、部局内で十分調整を行うこと。

また、部局事業経費として提示する額は一般財源額のため、事業費の算定にあたっては、
充当財源がある場合は必ず見込むこと。

新たに財源の確保の見通しが無い限り、補正予算の要求は原則として認めない方針であ
るので、注意すること。

部局事業経費については、全ての事業について財政課担当者ヒアリングを行う。

各部局の要求内容を極力尊重するが、事業内容によっては、調整（市長査定）を行う。

なお、部局事業経費として提示した額未満に減額調整した場合には、要求の組替えや補
正予算などにより補填を講ずるものとする。

新規・拡大分については、その旨を予算見積書に記載すること。

部局事業経費の主な事業（新規・拡大事業及び、財政課が指定した事業）については、
担当部局により資料等を作成し、市長へ説明を行うこと。

(支所の予算要求)

- (11) 支所機能の充実を図るため、児島、玉島並びに水島支所の総務課、産業課、建設課等
の予算要求については、各支所の担当所属において、前述の要求区分に従って直接、要
求の入力ができることとしているので、要求をする場合には、支所内で調整を行うとと
もに、所管の本庁各部局長とも十分協議、調整を行うこと。

(補助金等)

- (12) 補助金については、実績報告書などに基づき成果を検証し、個々の補助金の必要性、効
果、緊急性などの検討を行ない、社会・経済情勢の変化により実情にそぐわなくなったも
のなどについては、積極的に見直しを行うこと。

(行財政改革)

- (13) 「倉敷市第五次総合計画後期基本計画【行財政改革編】実施計画」に基づき、効果的・
効率的な行政運営や民間委託の推進、未利用地の有効活用や各種収入金の収納率の向上に
よる財源確保など、さらなる行財政改革の実施に努めること。

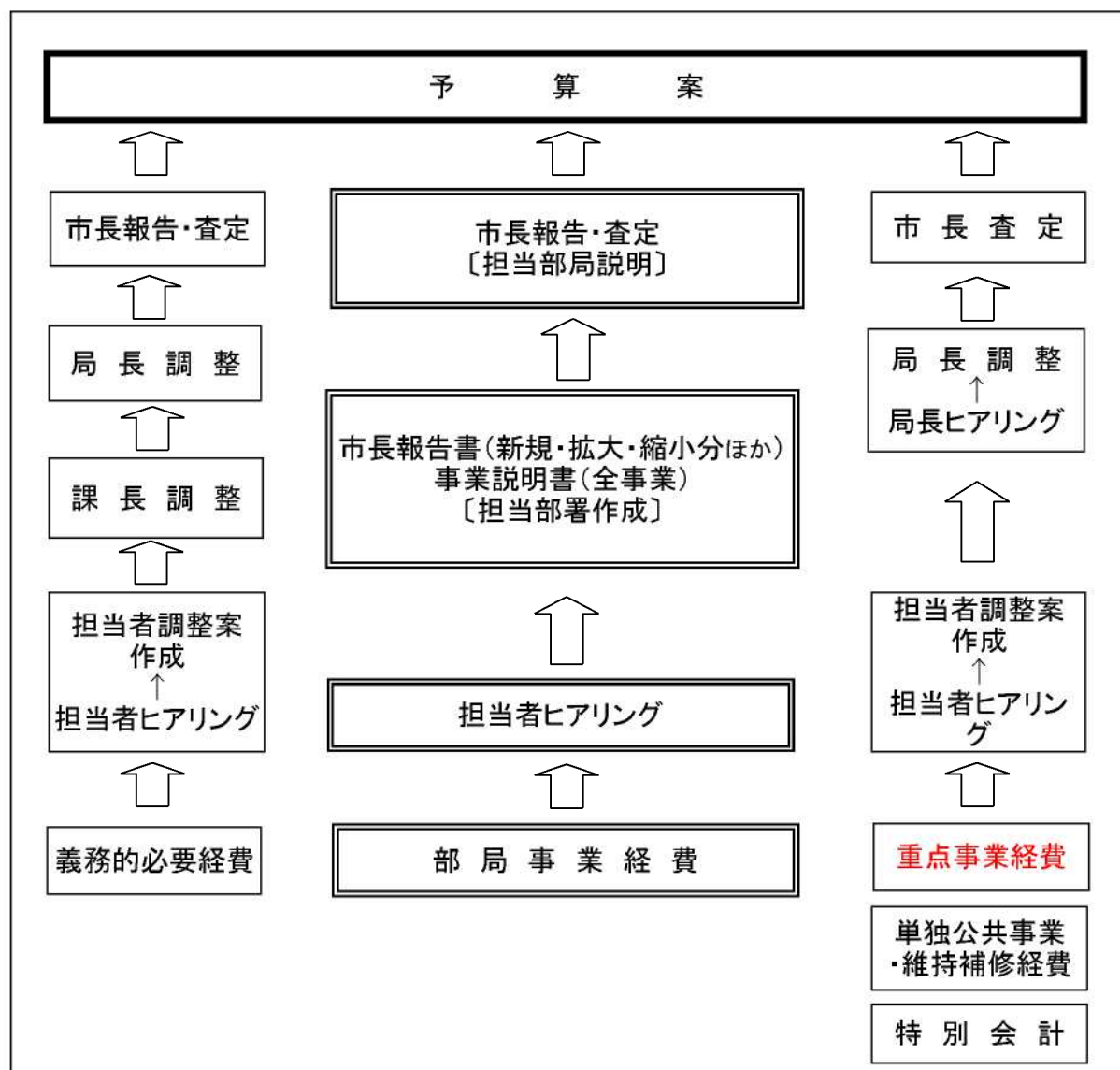
(特別会計・企業会計等)

- (14) 特別会計、企業会計については、独立採算の原則に則り、一般会計からの経費負担区
分の適正な運用に努め、業務運営の一層の合理化及び健全化を図ること。また、「地方公

共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、特別会計、企業会計はもとより、一部事務組合や外郭団体を含めた財政状況の報告等が求められていることを十分に踏まえ、本市の予算編成方針を徹底するとともに、提出された要求内容を各部署で必ず精査して要求すること。

以上のことを理解のうえ、職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況を十分認識し「平成21年度予算編成要領」に基づき的確な予算要求を行うよう、命により通達します。

予算編成(調整・査定)の流れ図



※ 部局事業経費について

○事業内容を「事業説明書」(別紙1)に記載し提出のこと(全事業対象)

○市長説明は担当部局において行う。なお、説明資料は主なものについて「市長報告書」(別紙2)により行う。(新規・拡大・縮小事業及び、財政課で指定する事業)

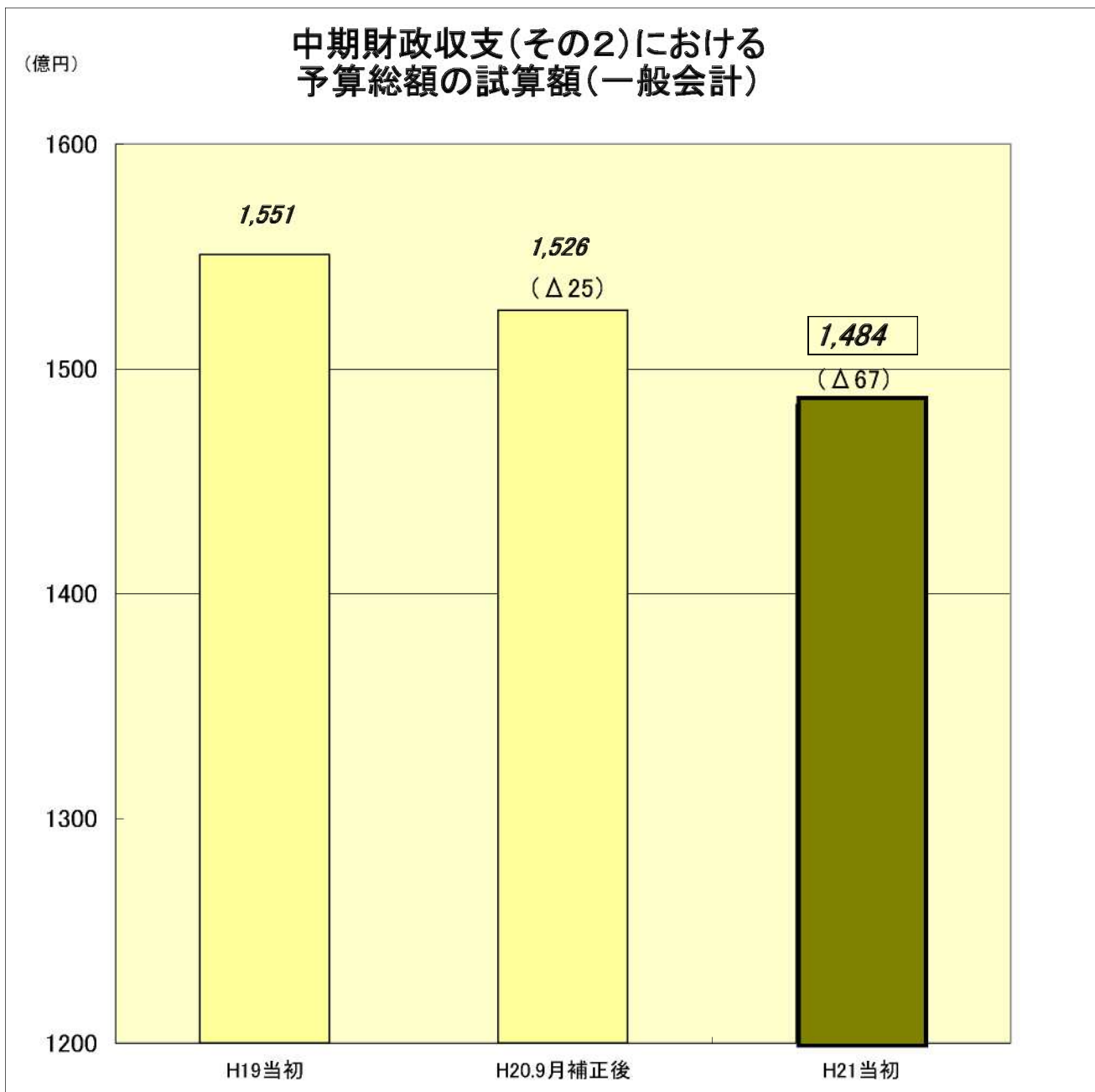
別表 義務的必要経費

1 一般会計

費目等	項目
(節) 報酬	報酬（各種委員会・審議会等委員報酬は除く。非常勤職員等報酬は人事課，一般廃棄物対策課，教育総務課，市民学習センター要求分に限る。）
(節) 給料	給料
(節) 職員手当等	職員手当等
(節) 共済費	共済費(上記報酬，給料にかかるもの)
(節) 恩給及び退職年金	恩給及び退職年金
(節) 扶助費	扶助費(国・県補助事業及び一般財源化分)
(款) 公債費	
(節) 委託料	事務事業評価の結果に基づき，平成20年度から実施する民間委託を推進するための経費
(節) 負担金補助及び交付金	県工事負担金，一部事務組合等への負担金，利子等補給金
(節) 貸付金	
(節) 補償補填及び賠償金	損害賠償金，公社等償還に対するもの
(節) 償還金利子及び割引料	
(節) 積立金	
(節) 公課費	
(節) 繰出金	特別会計・企業会計への繰出金
(項) 選挙費	土地改良区総代選挙費(備南，玉島，船穂町)
(款) 災害復旧費	
(款) 予備費	

債務負担行為によるもの	事務機器等借上料を除く。ただし，情報政策課及び教育総務課(情報学習センター分)のコンピュータ等機器借上料は義務的の必要経費とする。
-------------	---

2 特別会計（特別会計は，義務的の必要経費とする。）



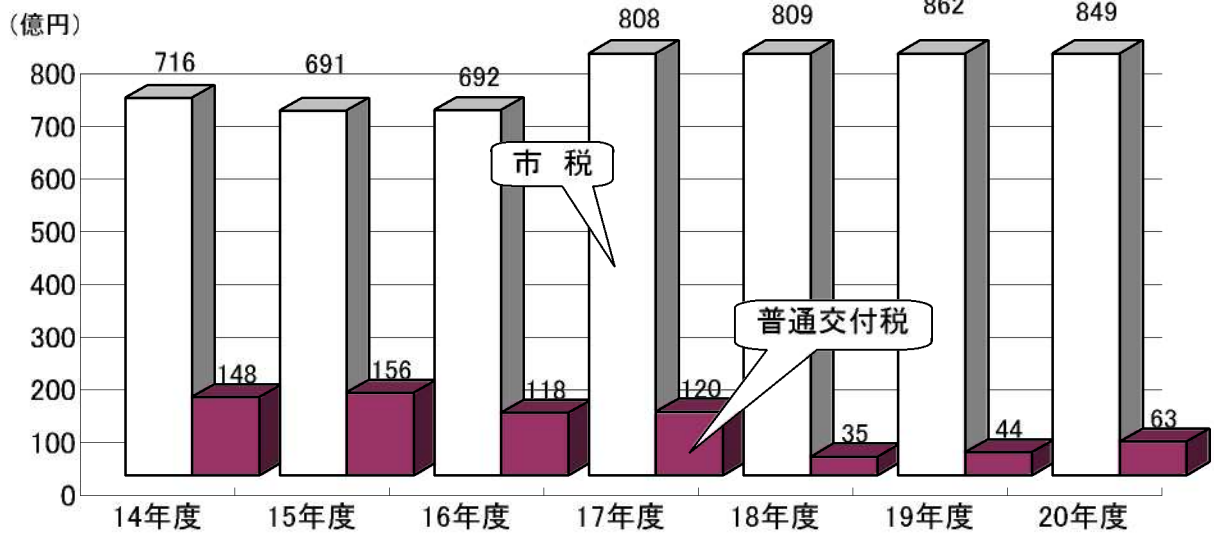
※平成19年度当初予算額を基準とする

(単位:億円)

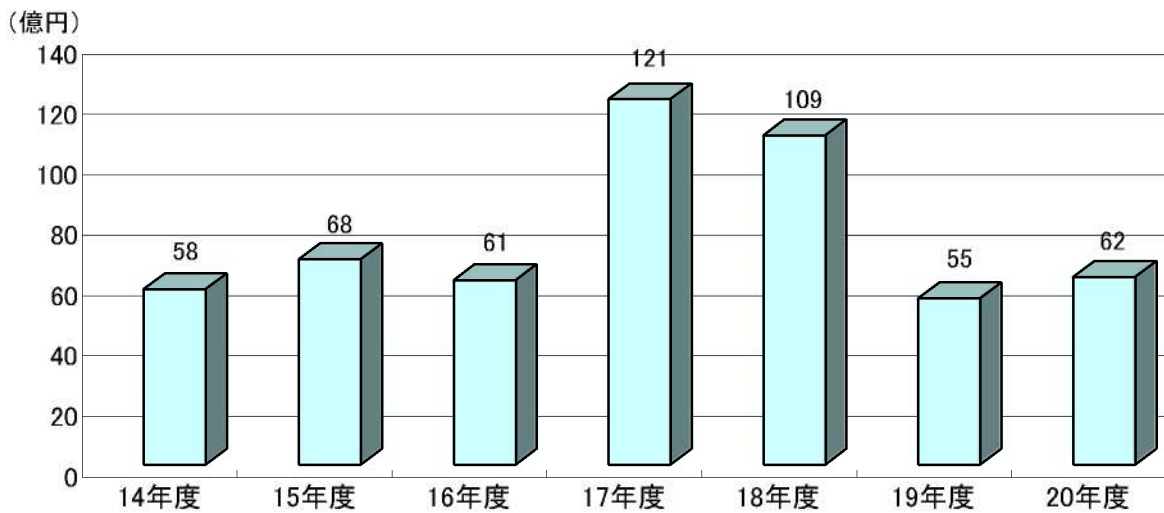
	H19	H19	H20.9月補正後	H21	削減累計額
予算額		1,551	1,526	1,484	
削減額			Δ 25	Δ 67	Δ 92

(チボリジャパン社貸付金を除く H19:31億円, H20:24億円)

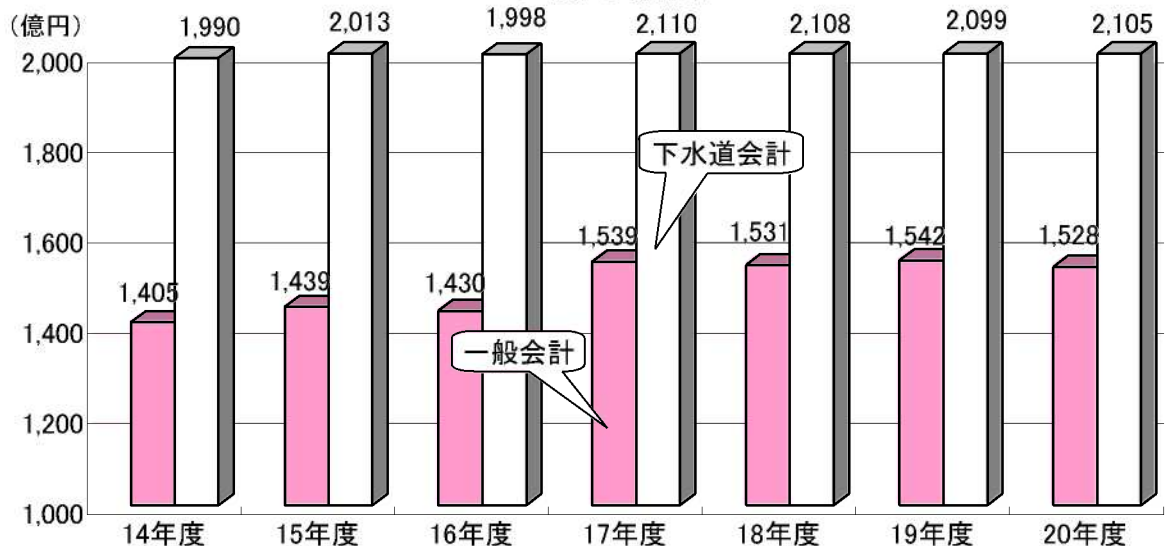
市税及び普通交付税の推移



財政調整基金の残高

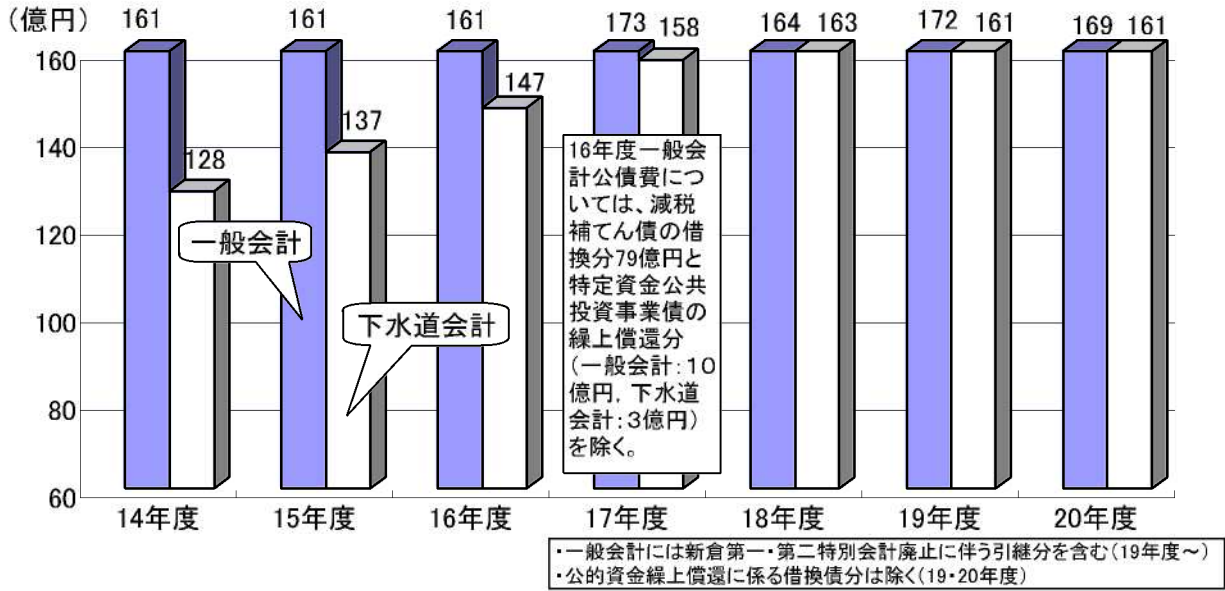


市債の残高

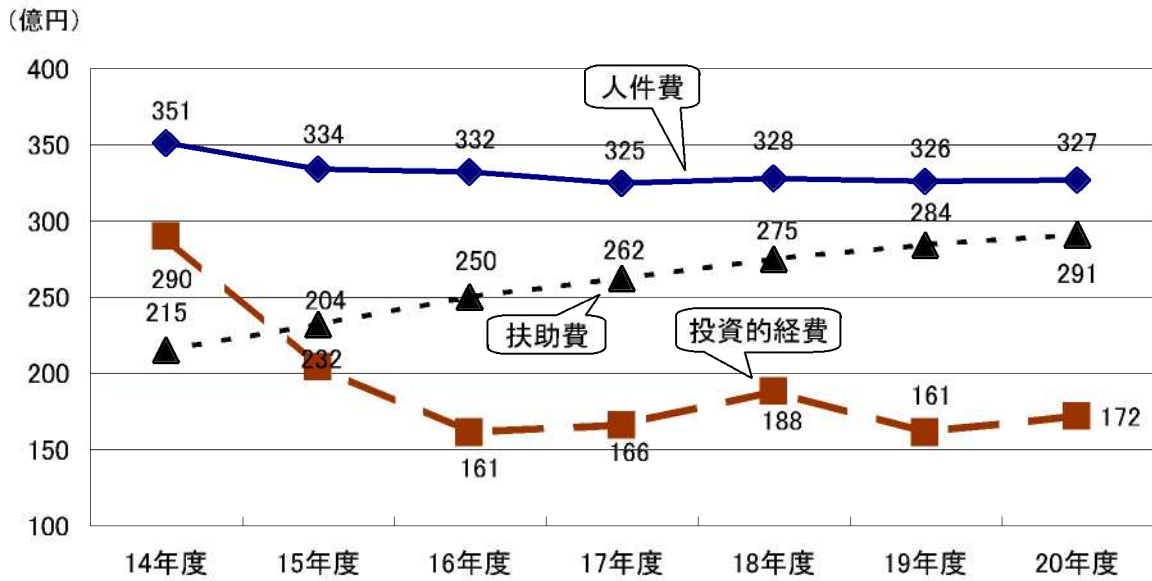


・一般会計には新倉第一・第二特別会計廃止に伴う引継分を含む(19年度～)
 ・公的資金繰上償還に係る借換債分は除く(19・20年度)

公債費の推移



歳出のうち主なもの



財政指標の推移

